第94回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2020年6月24日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時30分

お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社
証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第94回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 4
（添付書類）
事業報告…… 14
連結計算書類…… 36
計算書類…… 40
株主総会会場ご案内図…… 裏表紙

(証券コード4914)
2020年６月２日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、 当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」（46頁）をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3．会議の目的事項

報告事項　(1) 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（又は棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使について

① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5．その他本株主総会招集ご通知に関する事項

(1) 法令及び当社定款の定めにより、本招集ご通知に記載すべき書類のうち、以下の事項はインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takasago.com/ja/ir/）の「第94回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

① 連結株主資本等変動計算書
② 連結注記表
③ 株主資本等変動計算書
④ 個別注記表

なお、監査役・会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

(2) 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takasago.com/ja/ir/)に掲載させていただきます。

以上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

＜株主様へのお願い＞

◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takasago.com/ja/ir/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

◎ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

◎ 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大ならびに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、普通配当１株につき25円と、本年２月に創立100周年を迎えることができましたことから、15円の記念配当を加え、40円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は１株につき65円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　40円　（うち、普通配当25円・記念配当15円）
総額　　784,172,960円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月25日（木曜日）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	再任　桝村 聡（ますむら さとし）	代表取締役 社長執行役員
2	再任　社外　独立　野依 良治（のより りょうじ）	取締役
3	再任　藤原 久也（ふじわら ひさや）	取締役 常務執行役員
4	再任　山形 達哉（やまがた たつや）	取締役 常務執行役員
5	再任　染川 健一（そめかわ けんいち）	取締役 常務執行役員
6	再任　谷中 史弘（やなか ふみひろ）	取締役 常務執行役員
7	再任　社外　独立　松田 浩明（まつだ こうめい）	取締役
8	再任　水野 直樹（みずの なおき）	取締役 常務執行役員
9	再任　磯野 裕一（いその ひろかず）	取締役 常務執行役員
10	再任　川端 茂樹（かわばた しげき）	取締役 常務執行役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 再任 桝村（ますむら）　聡（さとし） （1958年10月20日生）	1983年４月　当社入社 2008年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長 2012年７月　当社執行役員研究開発本部長 2013年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長 2014年５月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長 2014年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長 2016年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当 2017年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部、監査部担当 2018年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長（現在に至る）	8,404株
	【取締役候補者とした理由】 桝村聡氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2013年６月に取締役、2014年５月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
2	 再任　社外　独立 野依（のより）　良治（りょうじ） （1938年９月３日生）	1972年８月　名古屋大学理学部教授 1997年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任） 2001年６月　当社取締役（現在に至る） 2001年12月　ノーベル化学賞受賞 2003年10月　名古屋大学特任教授 同月　独立行政法人理化学研究所理事長 2004年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る） 2015年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る） 同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 東レ株式会社社外取締役	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わったほか、研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏の研究者としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、当社の事業の競争力を高め企業価値向上に資すると判断しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2001年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
再 任
ふじわら　ひさや
藤 原 久 也
（1955年９月５日生）</td><td>1980 年 ４ 月　当社入社
2003 年 ４ 月　Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.代表取締役
2006 年 ６ 月　当社資材部長
2009 年 ４ 月　当社経理部長兼購買部長
2010 年 ７ 月　当社フレグランス事業部長
2012 年 ６ 月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業部長
2012 年10月　Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長
2014 年 ６ 月　当社取締役常務執行役員
2017 年 ６ 月　当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部担当
2020 年 １ 月　当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部、米州地域担当（Takasago International Corporation (U.S.A.)駐在）（現在に至る）</td><td rowspan="2">3,500株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
藤原久也氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2014年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
再 任
やまがた　たつや
山 形 達 哉
（1963年７月27日生）</td><td>1986 年 ４ 月　当社入社
2003 年 ４ 月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
2008 年 ７ 月　当社国際事業本部フレーバーGSPCオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長
2010 年 ７ 月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理
2013 年 ６ 月　当社執行役員
2014 年 ７ 月　当社執行役員企画開発本部副本部長
2015 年 ６ 月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長
2016 年 ６ 月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部・品質保証部担当
2017 年 ６ 月　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長（現在に至る）
2018 年 ６ 月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長</td><td rowspan="2">5,013株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 再任 染川 健一（そめかわ けんいち） （1964年11月3日生）	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社フレーバー販売第四部長 2008年7月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 2013年6月 当社執行役員 2014年6月 当社執行役員フレーバー事業本部副本部長 2015年6月 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 同月 当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る）	5,013株
	【取締役候補者とした理由】 染川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
6	 再任 谷中 史弘（やなか ふみひろ） （1962年1月19日生）	1984年4月 当社入社 2005年4月 当社フレーバー研究所第二部長 2008年4月 Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. Director 2012年7月 当社フレーバー研究所長 2014年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼分析研究所長、ファインケミカル事業本部担当 2019年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当（現在に至る）	7,613株
	【取締役候補者とした理由】 谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2016年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
再任　社外　独立
まつだ　こうめい
松田　浩明
（1964年10月14日生）</td><td>1993年 4月　弁護士登録（45期）
1997年 4月　松田総合法律事務所開設
2006年10月　リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士
2008年 4月　慶應義塾大学法科大学院講師
2011年 4月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2016年 4月　成蹊大学法科大学院講師
2017年 6月　当社取締役（現在に至る）
2020年 1月　虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士</td><td rowspan="2">0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏の法律専門家としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、透明性の確保・経営監視の向上に非常に有用であると判断しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2017年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
再任
みずの　なおき
水野　直樹
（1961年７月24日生）</td><td>1985年 2月　当社入社
2007年 4月　当社フレグランス販売部長
2014年 6月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業副本部長兼フレグランス営業部長
2015年 7月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業副本部長兼フレグランス営業部長
2016年 6月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長
2017年 6月　株式会社高砂アロマス代表取締役社長
2018年 6月　当社取締役常務執行役員調達本部長、生産本部担当
2020年 4月　当社取締役常務執行役員調達本部長兼サプライチェーン本部長、生産本部担当（現在に至る）</td><td rowspan="2">4,578株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
水野直樹氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 再任 磯野 裕一（いその ひろかず） （1961年10月24日生）	1985年4月　当社入社 2004年4月　当社フレグランス販売部副部長 2006年6月　当社総務部長 2008年7月　Takasago International Corporation（U.S.A.）　副社長 2013年7月　当社人事総務部長兼国際人事室長 2014年7月　当社人事・総務本部副本部長 2016年6月　当社執行役員人事・総務本部長 2018年6月　当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長（現在に至る）	3,735株
	【取締役候補者とした理由】 磯野裕一氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
10	 再任 川端 茂樹（かわばた しげき） （1962年7月21日生）	1985年4月　株式会社三菱銀行入行 2004年8月　株式会社東京三菱銀行法人業務第二部次長 2006年1月　株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務第二部情報営業室次長 2006年6月　同行平針支社長 2008年4月　同行法人業務部副部長 2011年4月　同行トランザクションバンキング部長 2013年5月　同行監査部与信監査室長 2014年6月　当社常勤監査役 2017年6月　当社執行役員法務知的財産本部長、監査部担当 2018年6月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当 2019年7月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当（現在に至る）	4,485株
	【取締役候補者とした理由】 川端茂樹氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、法人部門及び管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者
野依良治氏及び松田浩明氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって19年間、松田浩明氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年間となります。
3. 重要な兼職先と当社との関係
野依良治氏は、東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間には特別の関係はありません。
松田浩明氏は、虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第94期事業年度における当社と当該弁護士が所属する法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。
4. 責任限定契約
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 独立役員候補者
野依良治氏及び松田浩明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

現任の監査役のうち大西一清氏及び中江康男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 新任　社外　独立 小野（おの）　哲（あきら） （1960年３月21日生）	1983年４月　大蔵省（現財務省）入省 1999年７月　大阪国税局課税第二部長 2001年７月　東京国税局徴収部長 2003年７月　財務省大臣官房文書課政策評価室長 2004年７月　財務省理財局総務課たばこ塩事業室長 2005年７月　財務省理財局国有財産調整課長 2007年７月　財務省理財局国庫課長 2008年７月　コロンビア大学客員研究員 2010年７月　参議院事務局委員部第六課長 2011年９月　参議院事務局第三特別調査室首席調査員 2012年９月　参議院事務局総務委員会調査室首席調査員 2014年１月　参議院事務局総務委員会調査室長 2019年12月　参議院事務局退職	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 小野哲氏は、財務および税務行政に関する専門知識と行政機関等での豊富な経験を有しております。同氏の専門知識と豊富な経験に基づき、客観的な立場から、取締役の職務の執行を監査していただくことが期待できるため、当社社外監査役候補者として適任と判断いたしております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 再任 社外 独立 なかえ　やすお 中江　康男 （1947年６月11日生）	1970年４月　丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社 1987年９月　中江産業株式会社入社 1990年５月　同社取締役 1992年５月　同社常務取締役 1994年12月　同社代表取締役専務取締役 1995年４月　同社代表取締役社長（現在に至る） 1997年６月　当社監査役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 中江産業株式会社代表取締役社長	586株
	【社外監査役候補者とした理由】 中江康男氏は、事業法人の経営者として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い識見を有しております。また1997年6月からは社外監査役として当社に携わり、事業法人経営者としての経験・識見に基づき、客観的な立場から、取締役の職務の執行を監査していただいております。今後も引き続き、当社監査役としての職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

(注)　1.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　社外監査役候補者
小野哲氏及び中江康男氏は、社外監査役候補者であります。なお、中江康男氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって23年間となります。
3.　重要な兼職先と当社との関係
中江康男氏は、中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社の大株主でありますが、当社との間には特別の利害関係や取引はありません。
4.　責任限定契約
当社は、中江康男氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また小野哲氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5.　独立役員候補者
小野哲氏及び中江康男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以上

（添付書類）

事　業　報　告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資は底堅く推移し、個人消費についても、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済も、総じて見れば着実な成長が続いておりましたが、当年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外の経済活動が大きく抑制される状況となりました。今後の内外経済の見通しにつきましては、米国の保護主義政策に起因する通商問題や英国のEU離脱問題、中国経済の減速や原油価格の動向などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、不透明感がますます高まってきております。

香料業界においては、競合他社との競争環境は一段と厳しさを増しておりますが、市場としては、中国や東南アジアでの成長が引き続き期待できる一方、成熟市場である欧米でも底堅い成長が見込まれます。

このような中、当社グループは「地球環境に配慮し、地域社会を大切にした、世界の人々から共感を得られる企業を目指す」、「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」の経営基本方針の下、創業100周年を迎える2020年に向けて飛躍的な成長を目指し、当社グループの有する全ての力を集結し、グループ一丸となって中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (One-T)』（2018-2020年度）に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比1.3％増の152,455百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比54.4％減の2,660百万円、経常利益は前期比57.8％減の2,854百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比28.6％減の3,408百万円となりました。

（部門別の概況）

〔フレーバー部門〕

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、シンガポール子会社において飲料向け等が好調に推移した他、当社及び国内子会社においてコーヒー関連製品等が堅調に推移し、91,850百万円（前期比1.3％増）となりました。

〔フレグランス部門〕

当部門は主に衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社において芳香剤向け等が好調に推移し、40,740百万円（前期比4.1％増）となりました。

〔アロマイングリディエンツ部門〕

当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、当社における在庫調整等の影響により、主力品メントールが低調に推移し、12,145百万円（前期比5.1％減）となりました。

〔ファインケミカル部門〕

当部門は医薬品中間体、触媒、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬品中間体において一部得意先の在庫調整の影響が続いたこと等により、6,274百万円（前期比3.0%減）となりました。

〔その他　不動産部門〕

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,444百万円（前期比0.1%増）となりました。

(地域別の概況)

〔日本〕

国内子会社が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、68,916百万円（前期比1.8%増）となったものの、当社における原料高騰の影響等により、営業損失は22百万円（前期は営業利益2,549百万円）となりました。

〔米州〕

米国子会社においてファインケミカル部門が一部得意先の在庫調整の影響を受け、販売が伸び悩んだことにより、当連結会計年度の売上高は、32,705百万円（前期比0.6%減）となりました。一方、主幹事業であるフレグランス部門等の利益が改善したことにより、営業利益は364百万円（前期は営業損失94百万円）となりました。

〔欧州〕

フランス子会社及びドイツ子会社が好調に推移したものの、為替変動の影響を受け、当連結会計年度の売上高は、25,319百万円（前期比0.5%減）となりました。また、フランス子会社における原料高騰が響いた他、ドイツ子会社の事業基盤強化に伴うコスト増等により、営業利益は913百万円（前期比45.6%減）となりました。

〔アジア〕

シンガポール子会社等においてフレーバー部門が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、25,513百万円（前期比4.2%増）となったものの、フレグランス部門における原料高騰が響いて、営業利益は1,363百万円（前期比3.0%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は7,852百万円（前連結会計年度4,514百万円）であり、その主なものは、当社磐田工場の生産設備の新設等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	2016年度 第91期	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期 (当連結会計年度)
売上高	136,764百万円	141,592百万円	150,516百万円	152,455百万円
経常利益	7,745百万円	6,720百万円	6,764百万円	2,854百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,327百万円	7,000百万円	4,772百万円	3,408百万円
1株当たり当期純利益	319円58銭	354円66銭	241円67銭	173円49銭
総資産	177,134百万円	189,772百万円	186,214百万円	182,829百万円
純資産	87,211百万円	98,402百万円	97,396百万円	94,775百万円
1株当たり純資産	4,341円83銭	4,907円21銭	4,859円83銭	4,768円14銭

(注)　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日) 等を前連結会計年度から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　分	2016年度 第91期	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期 (当事業年度)
売上高	61,385百万円	62,977百万円	65,499百万円	64,288百万円
経常利益	3,338百万円	3,490百万円	3,357百万円	957百万円
当期純利益	3,076百万円	3,178百万円	3,455百万円	2,302百万円
1株当たり当期純利益	155円38銭	161円02銭	175円00銭	117円18銭
総資産	130,466百万円	136,655百万円	133,730百万円	128,049百万円
純資産	62,238百万円	68,463百万円	69,407百万円	67,034百万円
1株当たり純資産	3,153円37銭	3,468円04銭	3,514円48銭	3,419円39銭

(注)　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日) 等を前事業年度から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂アロマス	60,000千円	100.0%	調合香料の販売
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	100.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	105,483千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	7,748千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,230,864千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
PT.Takasago International Indonesia	30,200千USD	100.0%	調合・食品香料の販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂香料有限公司	10,566千CNY	60.0%	調合・食品香料の販売
高砂香料(広州)有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進し、安全・安心な生産・供給体制の確立に全力で取り組み、皆様から信頼される企業を目指してまいりました。

東日本大震災、また当社の平塚工場における火災事故以降、安全管理体制の見直しを行ってまいりましたが、さらなる強化及び安定供給体制の構築に引き続き取り組んでまいります。また、成長が見込まれる海外市場における設備投資も積極的に継続し、当社グループ内のサプライチェーン最適化と同時に、安全性、供給能力、生産効率を高めるための諸施策に鋭意取り組んでまいります。

こうした内外の事業環境を踏まえ、当社グループは、積み上げてきた経営資源を一層有効に活用し、飛躍的成長を目指します。『TAKASAGO GLOBAL PLAN』最終３ヵ年（2018-2020年度）は、グループの一体感、結束力を表す『One-Takasago』から、『One-T』と名付けました。当社の有する全ての力を結集し、グループ一丸となって持続的成長を成し遂げてまいりたいと存じます。

当社グループの経営基本方針の１つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、One-Tグループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

One-Tグループ基本方針

① **顧客満足度向上**
常にお客様の目線に立ち、営業力、研究・開発力の強化、徹底した品質管理、また迅速かつ柔軟な対応等を通して顧客満足度の向上を図る。

② **事業成長戦略推進**
安定的な収益を確保し、グローバルで基盤の拡充を進める。主要事業セグメントにおいて、マーケットプレゼンスを高める。

③ **技術革新**
技術立脚の企業理念を念頭に、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術や製品の開発をし、その成果をグローバルで応用展開する。

④ **利益体質改善**
グローバルで業務改革に取組み生産性の向上を図る。引き続きグループ内バリューチェーンの最適化を進め、利益体質改善を加速化する。

⑤ **人材開発**
「挑戦する人材」の育成を目指す。グループの人的資源を最大限に活用し、拠点間異動を含め、グローバルで活躍できる環境を整備する。

これら５つの基本方針の中心に「コーポレート」という概念を据えて、グローバル企業として必要な基準、仕組みを統一、整備し、ガバナンスの強化、グローバル機能の向上に努めてまいります。

なお、企業経営においては、より幅広い分野において、社会と共存する、開かれた企業を目指すことが重要な責任になってきております。個々の事業・製品・技術だけでなく、コーポレートとしての評価と信頼を高め、企業としての社会性を向上させていくことは、消費者市場や顧客をはじめ様々なステークホルダーとの長く安定した関係が構築されるものと考えております。地域社会との密接な繋がり、環境に配慮したグリーン調達、グリーンケミストリーを通して、サステナブル経営を実践していくことも重要な課題と考えております。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社38社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂アロマス	日本	本社	東京都大田区
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド　タミルナドゥ
PT.Takasago International Indonesia	アジア	本社・工場	インドネシア　バンテン
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
上海高砂香料有限公司	アジア	本社	中国　上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 従業員の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数
日本	1,511名
米州	678
欧州	625
アジア	758
合計	3,572

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2020年３月期	1,024名	9名増	40.5才	16.6年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,247百万円
日本生命保険相互会社	6,085
株式会社みずほ銀行	4,748
農林中央金庫	4,148
三井住友信託銀行株式会社	2,600
株式会社伊予銀行	1,650
株式会社常陽銀行	1,650
株式会社日本政策投資銀行	1,516
株式会社紀陽銀行	1,365
株式会社広島銀行	1,305
株式会社横浜銀行	1,245
株式会社静岡銀行	1,100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　60,000,000株

② 発行済株式の総数　20,152,397株

③ 当事業年度末の株主数　5,600名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,620千株	13.4%
日本生命保険相互会社	1,468	7.5
株式会社三菱UFJ銀行	947	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	869	4.4
共栄火災海上保険株式会社	780	4.0
中江産業株式会社	720	3.7
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	680	3.5
株式会社みずほ銀行	486	2.5
株式会社紀陽銀行	471	2.4
高砂香料従業員持株会	454	2.3

（注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（548,073株）を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を548千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員安全統括本部長
取締役	野依良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	笠松弘典	常務執行役員管理本部長
取締役	藤原久也	常務執行役員、フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部、米州地域担当
取締役	山形達哉	常務執行役員コーポレート本部長　兼　安全統括副本部長　兼　国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当　兼　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	染川健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当
取締役	谷中史弘	常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当
取締役	松田浩明	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士
取締役	水野直樹	常務執行役員調達本部長、生産本部担当
取締役	磯野裕一	常務執行役員人事・総務本部長　兼　人事総務部長　兼　国際人事室長
取締役	川端茂樹	常務執行役員経営戦略本部長　兼　経営企画部長　兼　法務知的財産本部長、監査部担当
監査役	大西一清	常勤監査役
監査役	近藤　仁	常勤監査役
監査役	中江康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 野依良治氏及び松田浩明氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 大西一清氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 大西一清氏は長年の行政機関での経歴を通じ、財政や税務行政で培われた高い専門性が求められる分野において豊富な経験と幅広い識見を有しております。
4. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。
5. 当社は、野依良治、松田浩明、大西一清及び中江康男の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の額

取締役	11名	143百万円	（うち社外	2名	9百万円）
監査役	3名	40百万円	（うち社外	2名	24百万円）

（注）1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は１名で２百万円であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬等の費用計上額28百万円が含まれております。
4. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額147百万円を支払っております。
5. 取締役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には14回中14回出席（出席率100％）し、適宜発言を行っております。

当社が得意とする有機合成化学分野は、同氏の長年の研究領域であり、国内外での豊富な経験・識見を基にした提言・助言は当社事業の競争力を高め、企業価値の向上に繋がっております。

また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

② 取締役　松田浩明

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、当事業年度における当社と当該弁護士が所属する法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には14回中14回出席（出席率100％）し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた識見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

③ 監査役　大西一清

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制、その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は14回中14回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は15回中15回出席（出席率100％）しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

④ 監査役　中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7%を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制、その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は14回中14回出席（出席率100%）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は15回中15回出席（出席率100%）しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	66百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等９社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

（1）上記に関して当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の確立を図るため重要事項を審議し、推進しております。
その他必要に応じ取締役会及び執行役員会にて対応しております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応することを定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

⑨ 環境・衛生・安全を確保するための体制

人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境・衛生・安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全・安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための適切な体制整備とその運用に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社14社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社11社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。また、コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当事業年度において、重大な損失が発生する事象等はございませんでした。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。また、総合的なリスク管理体制の確立を図るためリスク管理委員会を設置し２回開催しました。

④ グループ子会社の経営管理について

当事業年度において、当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役に報告を行いました。海外子会社に関しては、グローバル執行役員会を四半期ごとに開催しました。また、国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営会議を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を15回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供するとともに、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬品中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質かつ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬品中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成、触媒反応、フロー連続等の技術。また、これらの技術を基盤として、有機的一体として結合している４つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年にわたり蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の４事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、③買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、積み上げてきた経営資源を一層有効に活用し、飛躍的成長を目指します。『TAKASAGO GLOBAL PLAN』最終３ヵ年（2018-2020年度）は、グループの一体感、結束力を表す『One-Takasago』から、『One-T』と名付けました。当社の有する全ての力を結集し、グループ一丸となって持続的成長を成し遂げてまいりたいと存じます。

当社グループの経営基本方針の１つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、One-Tグループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

Ⅰ．中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

One-Tグループ基本方針

① 顧客満足度向上
常にお客様の目線に立ち、営業力、研究・開発力の強化、徹底した品質管理、また迅速かつ柔軟な対応等を通して顧客満足度の向上を図る。

② 事業成長戦略推進
安定的な収益を確保し、グローバルで基盤の拡充を進める。主要事業セグメントにおいて、マーケットプレゼンスを高める。

③ 技術革新
技術立脚の企業理念を念頭に、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術や製品の開発をし、その成果をグローバルで応用展開する。

④ 利益体質改善
グローバルで業務改革に取組み生産性の向上を図る。引き続きグループ内バリューチェーンの最適化を進め、利益体質改善を加速化する。

⑤ 人材開発
「挑戦する人材」の育成を目指す。グループの人的資源を最大限に活用し、拠点間異動を含め、グローバルで活躍できる環境を整備する。

これら５つの基本方針の中心に「コーポレート」という概念を据えて、グローバル企業として必要な基準、仕組みを統一、整備し、ガバナンスの強化、グローバル機能の向上に努めてまいります。

Ⅱ．コーポレート・ガバナンス

当社は社外取締役２人を含む11人からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっております。取締役の任期を１年とし、取締役の責任の明確化を図っております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ的確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会、執行役員会はそれぞれ月１回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。

また、当社は、2015年3月に代表取締役社長を委員長とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上、株主共同の利益の確保に向けた取り組みを進めるとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、買付者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見表明など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記（2）及び（3）の取組みは、経営資源の有効活用及び持続的成長に向けた取組み、あるいは、株主の皆様に対する情報提供・検討時間確保に向けた取組みですので、当社基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**90,958**
現金及び預金	9,266
受取手形及び売掛金	35,801
商品及び製品	25,056
仕掛品	178
原材料及び貯蔵品	15,840
その他	5,015
貸倒引当金	△201
固定資産	**91,870**
有形固定資産	**57,914**
建物及び構築物	31,064
機械装置及び運搬具	12,805
工具、器具及び備品	2,849
土地	7,943
建設仮勘定	2,266
その他	985
無形固定資産	**1,307**
投資その他の資産	**32,648**
投資有価証券	26,087
出資金	279
長期貸付金	2,859
退職給付に係る資産	383
繰延税金資産	1,951
その他	1,468
貸倒引当金	△381
資産合計	**182,829**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**55,448**
支払手形及び買掛金	13,635
短期借入金	23,087
1年内返済予定の長期借入金	7,521
1年内償還予定の社債	360
未払法人税等	480
賞与引当金	1,888
役員賞与引当金	24
その他	8,449
固定負債	**32,605**
社債	400
長期借入金	18,977
繰延税金負債	2,654
役員退職慰労引当金	8
退職給付に係る負債	9,012
その他	1,553
負債合計	**88,053**
純資産の部	
株主資本	**85,308**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,383**
利益剰余金	**69,006**
自己株式	**△1,330**
その他の包括利益累計額	**8,167**
その他有価証券評価差額金	**12,703**
繰延ヘッジ損益	**2**
為替換算調整勘定	**△3,524**
退職給付に係る調整累計額	**△1,014**
非支配株主持分	**1,299**
純資産合計	**94,775**
負債・純資産合計	**182,829**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**152,455**
売上原価		**109,838**
売上総利益		**42,617**
販売費及び一般管理費		**39,956**
営業利益		**2,660**
営業外収益		
受取利息	124	
受取配当金	461	
持分法による投資利益	177	
受取補償金	142	
その他	394	1,300
営業外費用		
支払利息	570	
為替差損	260	
その他	275	1,106
経常利益		**2,854**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	1,775	
受取保険金	189	1,971
特別損失		
固定資産処分損	216	
減損損失	34	251
税金等調整前当期純利益		**4,575**
法人税、住民税及び事業税	1,276	
法人税等調整額	△173	1,102
当期純利益		**3,472**
非支配株主に帰属する当期純利益		**63**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,408**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　染　葉　真　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**46,664**
現金及び預金	389
受取手形	2,600
売掛金	18,923
商品及び製品	12,762
原材料及び貯蔵品	5,964
前渡金	65
関係会社短期貸付金	4,588
その他	1,369
貸倒引当金	△0
固定資産	**81,385**
有形固定資産	**23,984**
建物	12,000
構築物	1,104
機械及び装置	5,359
車両運搬具	57
工具、器具及び備品	1,476
土地	3,071
建設仮勘定	914
無形固定資産	**607**
施設利用権	17
電話加入権	19
ソフトウエア	568
その他	1
投資その他の資産	**56,793**
投資有価証券	23,634
関係会社株式	12,423
出資金	3
関係会社出資金	12,287
関係会社長期貸付金	6,403
差入保証金	544
前払年金費用	1,199
その他	344
貸倒引当金	△47
資産合計	**128,049**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**34,495**
支払手形	1,976
買掛金	7,177
短期借入金	14,543
1年内返済予定の長期借入金	5,564
1年内償還予定の社債	360
未払金	846
未払法人税等	98
未払費用	1,872
賞与引当金	1,414
役員賞与引当金	16
その他	624
固定負債	**26,519**
社債	400
長期借入金	15,677
繰延税金負債	3,170
退職給付引当金	6,960
長期預り保証金	257
その他	53
負債合計	**61,014**
純資産の部	
株主資本	**54,478**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,382**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	26
利益剰余金	**38,221**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	36,316
固定資産圧縮積立金	487
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	33,324
自己株式	**△1,374**
評価・換算差額等	**12,556**
その他有価証券評価差額金	**12,554**
繰延ヘッジ損益	**2**
純資産合計	**67,034**
負債・純資産合計	**128,049**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**64,288**
売上原価		**47,981**
売上総利益		**16,306**
販売費及び一般管理費		**16,860**
営業損失		**553**
営業外収益		
受取利息	166	
受取配当金	1,406	
関係会社受入手数料	208	
その他	397	2,179
営業外費用		
支払利息	253	
社債利息	4	
関係会社支払手数料	190	
為替差損	85	
その他	135	667
経常利益		**957**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,716	
受取保険金	189	1,905
特別損失		
固定資産処分損	171	
減損損失	19	190
税引前当期純利益		**2,672**
法人税、住民税及び事業税	485	
法人税等調整額	△116	369
当期純利益		**2,302**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　染　葉　真　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

高砂香料工業株式会社　監査役会

常勤監査役　大西　一清 ㊞

常勤監査役　近藤　仁 ㊞

監査役　中江　康男 ㊞

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。





電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時30分まで

パソコンまたは携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ及び仮パスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。ただし毎日午前２時～午前５時はお取扱いを休止いたします。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）
電話0120－173－027（受付時間 午前９時～午後９時）

注意事項
- パソコンまたは携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図





東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
(17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。)

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア17F
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：https://www.takasago.com/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。